

平成 30 年度

# 監査結果報告書

定期監査  
(市民部)

大分市監査委員

# 写

監査第1040号  
平成31年 3月12日

大分市長 佐藤樹一郎 殿  
大分市議会議長 野尻哲雄 殿

大分市監査委員 佐藤日出美

大分市監査委員 古庄研二

大分市監査委員 佐藤和彦

大分市監査委員 大石祥一

## 監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 定期監査結果報告

## 1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
市民部 市民協働推進課 市民課 国保年金課 支 所	平成30年度(平成30年4月1日～平成30年9月30日)に係る事務事業 ただし、補助金等の交付事務については平成29年度分も対象とした。 平成30年11月26日～平成31年2月28日

## 2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

なお、佐藤日出美監査委員は、市民協働推進課及び鶴崎支所が所管する補助金等の交付事務に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

### 3 監査の結果

#### 市民部

##### 市民協働推進課

###### (1) 各種収入事務について

ア 証明手数料の徴収事務が適正に行われていないもの

大分市事務決裁規程の規定では、証明に関することは課長の専決事項とされている。

しかしながら、証明手数料の徴収事務において、決裁をうけずに証明書を交付し手数料を徴収しているものが見受けられた。

今後は、規程に従い適正な事務処理をされたい。

###### (2) 備品等の管理事務について

ア 備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。

しかしながら、決裁をうけずに備品を廃棄し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらずそのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適切な管理をされたい。

###### (3) 補助金の交付事務について

ア 補助金の交付事務が適正に行われていないもの

大分市補助金等交付規則の規定では、補助事業者は補助事業が完了したときは、実績報告書を市長に提出しなければならぬとされ、市長は実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとされている。

しかしながら、平成 29 年度における補助事業において、概算交付を行っているが、事業が完了しているにもかかわらず、補助事業者へ実績報告書の提出を求めず、補助金の額の確定を行っていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- イ 補助金の交付決定及び額の確定に当たっては、書類の不備が無いか確認の上、審査の際はその内容を十分に精査されたい。

**(4) 公有財産の管理事務について**

- ア 行政財産の事務手続が適正に行われていないもの

大分市公有財産規則の規定では、部長等は行政財産の使用を許可しようとするときは、あらかじめ行政財産を使用しようとする者から行政財産使用許可申請書を提出させなければならないとされている。また、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳を備えなければならないとされている。

しかしながら、使用許可の手続を行わずに電柱等を設置しているもののや、使用許可を行っているが規則に沿った貸付台帳が整備されていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

**市民課**

**(1) 支出負担行為事務について**

- ア 契約書の内容に不備のあるもの

大分市個人情報保護条例及び大分市個人情報取扱事務業務委託基準では、個人情報取扱事務の委託に係る契約の締結に当たっては、受託者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならない旨を契約書に記載するとされている。

しかしながら、個人情報を取り扱う佐賀関火葬場に係る業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていたものの、必要な個人情報取扱特記事項を添付していないものが見受けられた。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

**(2) 証明、交付等手数料の徴収事務について**

- ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの

大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、収納した現金を、収納金納付簿へ記載せずに納付書を用いて指定金融機関等へ払い込んでいるものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

## 国保年金課

### (1) 支出負担行為事務について

#### ア 契約書の内容に不備のあるもの

大分市契約事務規則の規定では、契約を締結しようとするときは、契約者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合等における契約の解除又は解約に関する事項を記載した契約書を作成しなければならないとされている。

しかしながら、業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

## 支所

### [大南支所] [大在支所] [坂ノ市支所] [佐賀関支所] [明野支所]

特に指摘事項はなかった。

### [鶴崎支所]

#### (1) 証明、交付等手数料の徴収事務について

#### ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの

大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、収納した現金を、払込書兼領収済通知書ではなく納付書を用いて指定金融機関等へ払い込んでいるものが見受けられた。また、収納後速やかに指定金融機関等に払い込んでいないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

### [植田支所]

#### (1) 証明、交付等手数料の徴収事務について

#### ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの

大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及

び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならぬとされている。

しかしながら、収納した現金を、収納金納付簿へ記載せずに納付書を用いて指定金融機関等へ払い込んでいるものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

#### [野津原支所]

##### (1) 公民館の使用料の徴収事務について

###### ア 公民館の使用許可に係る手続がされていないもの

大分市公民館管理規則の規定では、公民館の開館時間は教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができるとされている。また、公民館の使用の許可を受けようとする者は、大分市公民館使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならず、使用等の許可をしたときは、大分市公民館使用許可書を交付するものとするとされている。

しかしながら、教育委員会の承認を受けずに、開館時間外の公民館の使用を許可しており、また、その際に必要な使用許可の手続が行われていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。